

総務常任委員会委員長報告

総務常任委員会の報告を申し上げます。

当委員会は、休会中の20日、21日、22日の3日間、開催いたしました。

説明を求めため、出席を求めた者は、総務部長、政策推進部長、市民部長及び関係課長等であります。

当委員会が、付託を受けております案件は、条例2件、予算2件、決算5件、請願書2件の合計11件であります。

22日は、請願されていますJR栗東駅のエレベーター設置に関してJR栗東駅の現地視察を実施しました。

それでは、審査の結果につきまして、順次報告させていただきます。

まず、議案第53号 栗東市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、

質疑、討論もなく、採決の結果、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第55号 栗東市税条例の一部を改正する条例の制定については、

委員から、

1. 個人市民税の経過措置で軽減税率適用期間を2年延長される

が、市への影響額はどうか。

2. 違法建築に対する固定資産税の徴収はどうか。

との質疑があり、当局からは

1. 適用されるのは上場株式等の所得で、非課税制度も設けられるので、現下の経済情勢の中では大きな影響は無いものと考え
る。

2. 固定資産税は違法建築かどうかとは別で、航空写真や現地調査により、課税漏れがないかどうかチェックしている。

との答弁がありました。

他にも質疑がありましたが、討論もなく、採決の結果、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第60号 平成23年度栗東市一般会計補正予算(第3号)についてのうち、当委員会が所管する事項について
委員から

1. 耐震シェルターへの補助金の適用と市民への啓発は。
2. 消防団員の欠員の状況とその補充への対応は。
3. 県議会選挙と市議会選挙に係る選挙掲示板の共用の考え方は。

との質疑があり、当局から

1. 耐震シェルターへの補助は、県費100%の事業で、耐震診断調査で評点が0.7未満の個人の木造住宅内での耐震シェルター設置が対象で、議決いただいた後に市民に広報等で

啓発していく。

2. 消防団員の欠員は6名であり、この補充にあたっては各自治会に依頼しており、また各分団においても団員の補充に取り組んでいただいている。
3. 県議会と市議会の選挙掲示板の共用については、枠数に伴う設置場所等も問題もあるが、経費面もあり掲示板を継ぎ足す方法等についても検討する。

との答弁がありました。

他にも質疑がありましたが、討論もなく、採決の結果、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、環境建設常任委員会委員長、文教福祉常任委員会委員長から、それぞれ関係する歳入、その他事項につきましても、原案どおり可決すべきものと決した旨の報告を受けております。

次に、議案第61号 平成23年度栗東市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、

質疑、討論もなく、採決の結果、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第66号 平成22年度栗東市一般会計歳入歳出決算認定についてのうち、当委員会が所管する歳出、歳入、その他事項全般であります。

まず、審議に入る前に、平成21年度決算関係指摘事項の処理

状況について、各担当部長より報告がありました。

議案に関する委員からの主な質疑で、歳出面では、

1. 防犯灯に関し、設置要望に対する充足率とJR栗東駅周辺のLED化への計画は。
2. 不審者情報のメール配信が遅い状況にあるが、迅速な対応が必要ではないか。
3. 厳しい財政状況の中での職員のメンタルヘルス、相談窓口等の強化が必要ではないか。
4. まちづくり活動補助金について、平成24年度以降の計画はどうか。
5. 個人や法人の市民税で納税義務者が減っている。その原因は何か。
6. 土地開発公社事業用地の買戻しで、今後の買戻し計画は。

次に、歳入面では、

1. ふるさととりっとう応援寄付金の状況と推進のための対応は。
2. 固定資産税の不能欠損が約3千2百万円あるが、不能欠損となる前に状況を把握して対処できなかったのか。

との質疑があり、当局から歳出面では、

1. 防犯灯については、平成22年度に地域グリーンニューデール補助金を活用して集中的に実施した。従来から要望のあった箇所の整備は完了した。

LEDについては、今後、交換の必要な時点で対応していく。

2. 不審者情報は、少年センターや教育委員会からもらうが、内

容により警察の確認が必要なことから配信が遅くなることがあるが、今後は早く配信出来るように努める。

3. 職員のメンタルヘルスについては、上司や人事担当が相談に当たり、解決が見い出せないか取り組んでおり、次の対応として医師の紹介やカウンセリング等の様々な方策やメニュー化により取り組んでいる。
4. まちづくり活動補助金については、平成18年度から5年間の時限補助であるが、今年度1年に限り延長したが廃止とする。今後については、(新)集中改革プランの中で検討していきたい。
5. 市民税の納税義務者の減少の要因は、昨今の不況により収入額が減少し、企業においては設備投資が減少しているためと思われる。
6. 土地開発公社事業用地の買戻しでは、平成20年度から旧草津倉庫跡地を買戻しており、事業計画では今年度に処分予定である。今後については、中長期財政見通しでは平成31年度まで年間6億円での買戻し計画としているが、土地開発公社の抜本的な見直しについても研究している。

次に、歳入面では、

1. ふるさととりっとう応援寄付金については、平成20年度から実施しているが、当初は多かったが平成22年度は4万円であった。啓発では、転出者にはパンフレットで案内し、ホームページで要請している。今後も、ホームページの内容も工夫し、

啓発に努める。

2. 固定資産税の不能欠損は、いずれも不動産関係業者であった。

滞納が発生した時点では、不動産が処分され、民間の借入れを先にされているため、差し押さえていても配当が出ない状況にある。

との答弁がありました。

その他、数多くの質疑がありましたが、討論もなく、採決の結果、全員一致で認定すべきものと決しました。

尚、総務常任委員会として、決算関係指摘事項を取りまとめ、当局に申し入れを致しましたので、申し添えます。

環境建設常任委員会委員長、文教福祉常任委員会委員長から、それぞれ関係する歳入、その他事項につきましても、認定すべきものと決した旨の報告を受けております。

次に、議案第67号 平成22年度栗東市土地取得特別会計歳入歳出決算認定については、

質疑、討論もなく、採決の結果、全員一致で認定すべきものと決しました。

次に、議案第68号 平成22年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、

委員から「医療費通知の趣旨が周知されていないのではないか。」との質疑があり、

当局から「医療費を通知する趣旨は、医療費を知ってもらうことにあり、また不正請求の防止効果もあるもので、趣旨を理解いただくよう周知に努める。」

との答弁がありました。

他にも質疑がありましたが、討論もなく、採決の結果、全員一致で認定すべきものと決しました。

次に、議案第69号 平成22年度老人医療保健特別会計歳入歳出決算認定については、

質疑、討論もなく、採決の結果、全員一致で認定すべきものと決しました。

次に、議案第70号 平成22年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、

質疑がありましたが、討論もなく、採決の結果、全員一致で認定すべきものと決しました。

次に、請願書第3号 免税軽油制度の継続を求める請願 については、委員から

免税軽油制度の廃止による市内の農業者への影響について質疑があり、県全体から推察するしかないが、本制度を利用する市内の販売農家数も少なく、小規模農家の方はあまり利用されていないのではないかとのことであり、討論もなく、採決の結果、賛成者

もなく、不採択すべきものと決しました。

次に、請願書第4号 JR栗東駅におけるエレベーター設置に関する請願書については、

委員から「請願の趣旨は理解するが、多額の費用を要する事業であり、市の財政事情から見て、すぐには着手が困難な状況にあることから、趣旨採択すべきである。」

との意見が出され、他の委員からも同様の意見があり、討論もなく、採決の結果、全員一致で趣旨採択すべきものと決しました。

以上で、当委員会に付託されました案件の主な審査結果の報告といたします。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

総務常任委員会委員長報告

それでは、先刻開催いたしました総務常任委員会の報告を申し上げます。

説明を求めるため、出席を求めた者は、市長、総務部長、政策推進部長、及び関係課長であります。

当委員会が、付託を受けております案件は、条例1件であります。

それでは、審査の結果につきまして、報告をさせていただきます。

議案第78号 栗東市職員の給与の特例に関する条例の制定について 説明の後、質疑に入りました。

主な質疑としましては、

- ①一般職員以外の企業職、現業職を含めての職員数とその削減額は。
- ②財プロ時点の職員組合との協議、合意はどうであったか。
- ③現在、再任用制度を実施されている。今後、60歳から65歳の方を採用し、住民サービスの向上をさせてはどうか。
- ④今回の削減により、定期昇給や昇格時に給与が逆転することにならないか。

との質問に、当局から

- ①一般職436名、企業職12名、現業職15名の計463名で、削減額は約6,100万円である。
- ②財プロ時点では初めての改革であり、2年間の期間として進めてきた。今回の協議の中で、財プロの成果を検証した上で、期間は3年とし、毎年協議することとなっている。
- ③意見を参考に検討し、住民サービスの向上に努めていく。
- ④定期昇給は4号ずつ昇給するので削減により逆転することはない。昇格の場合は、対応号級により、昇格のメリットの方が大きいと考える。

との答弁がありました。

その他質疑がありましたが、討論もなく、採決の結果、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上で、当委員会に付託されました案件の審査結果の報告といたします。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。